

# 防災



1.自然災害

## 1. 自然災害

### ★本市の防災体制

本市では、災害の発生に備え、市内各所の震度を測定する「震度情報ネットワークシステム」をはじめ、雨量、河川水位を24時間監視する「水防情報システム(NICOS)」、音声やサイレンで市内全域に情報を提供する「同報無線」などを整備しています。

また、災害が発生するおそれのある場合もしくは発生した場合には、計画的に職員を動員し、市役所に設置する「名古屋市災害対策本部」、区役所に設置する「区本部」を中心に、必要な応急対策を実施することとしています。

### ★防災情報の入手方法

#### ◆事前の備え(防災マップ)

いざという時に備えて、自宅周辺の被害想定や避難経路等を確認しておきましょう。

#### なごやハザードマップ防災ガイドブック

本市では、想定し得る最大規模の風水害(洪水・内水氾濫、高潮)や地震、津波、ため池氾濫に関するハザードマップと防災情報や日ごろからの備えなどを掲載した防災ガイドブックを作成しております。最新の情報は市公式ウェブサイトで確認できます。

で



#### 名古屋市防災アプリ

もしもの時のために、名古屋市防災アプリで避難場所や避難行動などを確認しておきましょう。

で



#### 地域防災カルテ

地域の地形、歴史、災害リスク、防災活動状況など、防災に関連する情報を学区ごとにまとめたものです。

で



#### ◆災害時

大雨や地震などの災害発生時には、防災に関する情報(避難情報など)を様々な方法で市民の皆様にお伝えします。

#### 広報車・防災スピーカー

避難情報などについて、該当地区に音声やサイレンによりお知らせします。

#### 同報無線テレホンサービス

防災スピーカーの放送内容を電話で聞くことができます。  
日本語：050-1807-4388 中国語：052-957-9261  
英語：052-957-9260 韓国語：052-957-9262

#### テレビ・ラジオ

避難情報などが字幕などで表示されます。(詳細な情報はリモコンのdボタンを押してデータ放送で確認できます)

### 緊急速報メール(エリアメール)

NTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイルでは、携帯電話への緊急速報メール・エリアメールの配信が行われています。受信については各社にご確認ください。

名古屋市からの情報	・高齢者等避難 ・避難指示 ・緊急安全確保
気象庁からの情報	・緊急地震速報 (震度5弱以上と推定される地震が発生した場合、震度4以上の強い揺れが想定される地域へ、揺れが始まる前に配信) ・大津波・津波警報

### きずなネット防災情報

あらかじめ登録するメール配信サービスです。地震、津波や大雨などにより、災害発生が予測される場合の避難に関する情報や災害時に役立つ情報をメールでお知らせします。

#### 登録方法

- ①空メールを送信(m.saigai@kizuna.chuden.co.jp)
- ②届いたメールURLをクリック
- ③登録したい情報を選んでクリック

#### 名古屋市公式ウェブサイト、SNS(X(旧：Twitter)・Facebook)

避難情報のほか、発災後の生活支援に関する情報を掲載します。ウェブサイトには最新のハザードマップなども掲載されています。

で



#### 水防情報システム(NICOS)

市内及び周辺部の雨量や河川水位の状況などを確認することができます。早期避難の判断などに役立ちます。

で



#### なごや減災プロジェクト

市民の皆様から寄せられた被害情報や気象に関する情報をインターネット上で共有しています。

で



#### 緊急ラジオ放送

MID-FM(周波数76.1MHz)で名古屋市の緊急防災情報が割り込み放送されます。

緊急時には自動で起動する防災ラジオも販売・レンタルしています。

また、スマートフォンでも聞けるラジオアプリも配信しています。

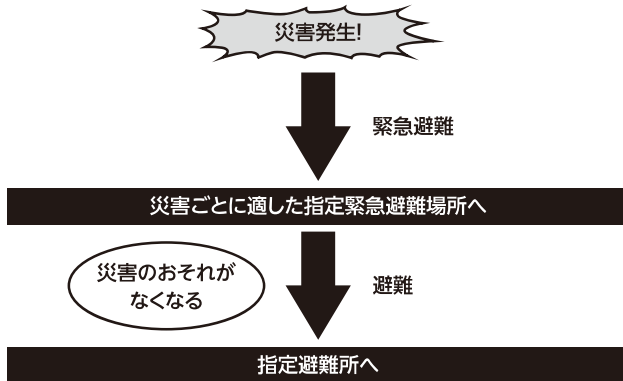
で

名古屋市防災ラジオアプリ



## ★避難に関すること

東日本大震災では、避難所に逃げたものの、その施設に津波が襲来し、命を落とされた方々が多数いらっしゃいました。この教訓を踏まえ、以下のように災害ごとに避難の方法が変わりました。



### 指定緊急避難場所

命を守るため、災害の危険からまずは逃げるための場所(災害の種類ごとに異なる)

### 指定避難所

自宅が被災して帰宅できない場合、一定期間、避難生活を送るためのところ

「避難」とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、平時から自宅の災害リスクととるべき行動を確認し、「在宅避難」や安全な親戚・知人宅への避難なども含め、いざという時に、適切な避難ができるように準備をしておきましょう。避難所に避難していなくても、避難所で避難者登録することで、原則、避難所にて、食料などの支援が受けられます。

## ★風水害に関すること

本市では、平成12年の東海豪雨や平成20年8月末豪雨を始め、近年、河川や下水道の能力を超える大雨により浸水被害の発生する可能性が高まっています。

浸水被害を最小限にするため、「ハザードマップ」を活用いただき、住んでいる街がどの程度浸水するのか、土砂災害警戒区域に入っているのかを把握して、いざという時の避難行動について家族であらかじめ話し合っておくなど、日ごろから災害に備えましょう。

### ◆避難情報等について

避難情報	警戒レベル	とるべき行動
緊急安全確保	5	災害が発生又は切迫しています。自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに安全を確保してください。
避難指示	4	災害が発生するおそれが高まっています。近くの安全な場所や屋内の高いところに避難するなど、速やかに危険な場所から全員避難してください。
高齢者等避難	3	災害が発生するおそれがあります。お年寄りの方など、避難に時間がかかる方と、その人を支援する方は、危険な場所から避難してください。それ以外の方は、気象情報を注視し、避難の準備をしてください。

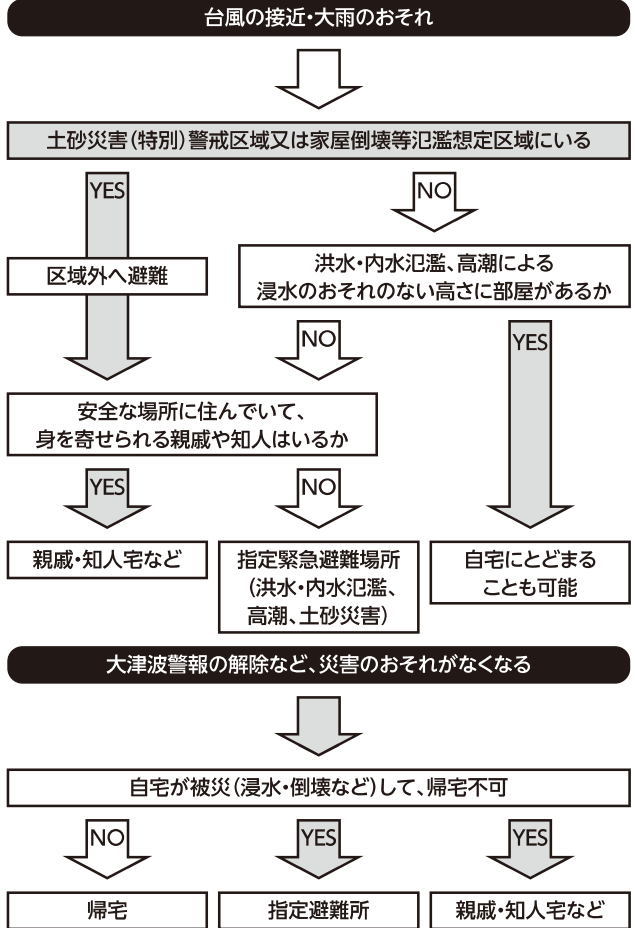
※避難が必要な場合にとるべき避難行動を直感的に分かりやすくするため、避難情報ごとに「警戒レベル」と「とるべき避難行動」をお知らせし、避難を呼びかけます。

※気象庁の発表する早期注意情報が警戒レベル1、注意報が警戒レベル2となります。

## 風水害 避難指示・緊急安全確保発令時のサイレン信号(3分間以上)



## ◆洪水・内水氾濫、高潮、土砂災害との時の避難行動



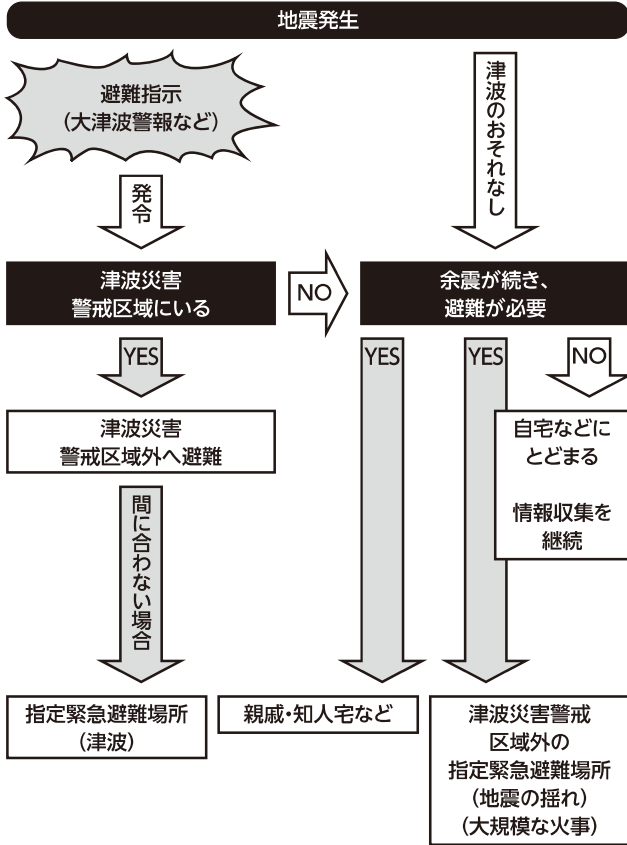
防  
災

## ★地震・津波に関すること

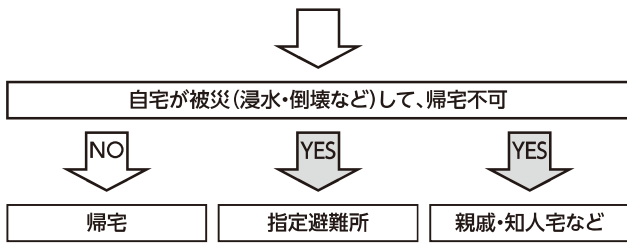
現在、起こる可能性が最も高い大規模地震は「南海トラフ地震」です。南海トラフ地震は、これまでおおよそ100～150年間隔で繰り返し発生しており、直近が1944年の昭和東南海地震であることを考えると、大規模地震発生危険性が高まっていると考えられています。

愛知県が平成26年11月に公表している「津波浸水想定について(解説)」によれば、名古屋港(港区)において、地震発生後、海面変動+1mとなるのは108分で、最高津波水位は2.8mになると予測されています。

◆津波、地震の揺れ、大規模な火事の時の避難行動



大津波警報の解除など、災害のおそれなくなる



◆津波に備えて

- 強い揺れを感じたり大津波警報などが発表されたときは
- ①津波災害警戒区域外へ避難しましょう。
- ②逃げ遅れた方、遠くまで逃げるのが困難な方は、津波避難ビルに避難しましょう。

◆外出先で地震が発生したとき

- 公共交通機関が停止して帰宅することが困難になった場合は、以下のとおり行動してください。
- ①職場や学校など、安全な場所に一旦戻る。
- ②指定緊急避難場所などに移動して様子を見る。



★災害時における相談窓口一覧

問合せ先	電話番号 (市外局番:052)	FAX番号 (市外局番:052)
○避難に関すること(避難所開設状況、避難方法など)		
○災害対策(区全般)に関すること		
千種区役所(本部)	753-1811	762-5044
東区役所(本部)	934-1116	935-5866
北区役所(本部)	917-6414	914-5752
西区役所(本部)	521-5311	522-5069
中村区役所(本部)	433-2714	483-5137
中区役所(本部)	265-2213	261-0535
昭和区役所(本部)	735-3811	733-5534
瑞穂区役所(本部)	852-9217	851-3317
熱田区役所(本部)	683-9414	682-1496
中川区役所(本部)	363-4309	363-4316
港区役所(本部)	654-9611	651-6179
南区役所(本部)	823-9315	811-6360
守山区役所(本部)	796-4511	794-2256
緑区役所(本部)	625-3906	623-8191
名東区役所(本部)	778-3013	773-7864
天白区役所(本部)	807-3812	801-0826
○災害ごみの処理に関すること		
千種環境事業所	771-0424	771-5113
東環境事業所	723-5311	723-5320
北環境事業所	981-0421	981-5399
西環境事業所	522-4126	522-8376
中村環境事業所	481-5391	471-5043
中環境事業所	251-1735	251-1736
昭和環境事業所	871-0504	871-0505
瑞穂環境事業所	882-5300	882-5305
熱田環境事業所	671-2200	671-2290
中川環境事業所	361-7638	354-4389
港環境事業所	382-3575	384-0562
南環境事業所	614-6220	614-6223
守山環境事業所	798-3771	798-3772
緑環境事業所	891-0976	891-0276
名東環境事業所	773-3214	773-3215
天白環境事業所	833-4031	833-6823
道路・河川・公園に関すること		
千種土木事務所	781-5211	782-2974
東土木事務所	935-8846	937-6392
北土木事務所	911-8165	913-3986
西土木事務所	522-8381	532-6188
中村土木事務所	481-7191	481-1750
中土木事務所	261-6641	252-0742
昭和土木事務所	751-5128	751-5129
瑞穂土木事務所	831-6161	831-8710
熱田土木事務所	881-7017	881-7022
中川土木事務所	361-7581	352-5089
港土木事務所	661-1581	661-9154
南土木事務所	612-3211	614-3516
守山土木事務所	793-8531	792-7279
緑土木事務所	625-4940	625-4946



問合せ先	電話番号 (市外局番：052)	FAX番号 (市外局番：052)	
<b>道路・河川・公園に関すること</b>			
名東土木事務所	703-1300	703-8452	
太白土木事務所	803-6644	805-1594	
<b>○水道(水道、下水道)関係に関すること</b>			
担当	名称	電話	FAX
千種区・東区・ 中区・守山区・ 名東区	東部営業 センター	722-8750	722-8756
北区・西区・ 中村区	北部営業 センター	419-5666	419-5775
熱田区・中川区・ 港区・南区	西部営業 センター	352-2511	352-2514
昭和区・瑞穂区・ 緑区・天白区	南部営業 センター	899-5155	899-5161
<b>○市バス、地下鉄などの市営交通に関すること</b>			
交通局(部)	972-3950	972-3849	
<b>○消防活動(火災、救急、救助など)に関すること</b>			
消防局(部)	972-3593	972-3593	
<b>○上記以外の問合せ窓口に関すること</b>			
スポーツ市民局(部)	972-4370	972-3164	

※緊急通報「119番回線」の混雑・不通を避けるため、緊急以外の問合せ・要望等については上表中の「問合せ先」にご連絡いただきますようお願いいたします。

## ★日ごろの備え

いざという時のために、食料や日用品などを備蓄し、一部を非常持出品として準備しておきましょう。また、必要に応じて自宅の浸水対策、耐震診断や耐震補強、家具の転倒防止などの措置をとっておきましょう。

災害時には、必ずしもすぐに避難所へ逃げるのが適切な避難行動とは限りません。なごやハザードマップ防災ガイドブックで自宅や勤務先周辺の被害想定や避難場所、避難経路などを確認しながら、災害時の避難行動や連絡方法などについてあらかじめ家族で話し合っておきましょう。

### ◆家族防災会議をしましょう

#### 家の危険箇所のチェック

- ・家の耐震状況の確認
- ・家具等の配置や転倒・落下防止
- ・ガラスの飛散防止
- ・ブロック塀の転倒防止
- ・感震プレーカーの設置状況の確認

#### 災害に備える場所の確認

- ・家族が離ればなれになった場合の落ち合う場所の確認
- ・避難場所や避難ルート、避難方法の確認

#### 家族間の連絡方法

- ・家族が離ればなれになった場合の連絡方法
- ・災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の「災害用伝言板サービス」、パソコン(インターネット)の「災害用ブロードバンド伝言板(web171)」の利用方法

### ◆非常持出品の準備や備蓄をしましょう

家庭状況に応じて食料や日用品などをリュックサックなどの両手が使える背負い式の袋に詰めて、非常持出品として用意しておきましょう。

特に、水や食料は7日分程度を常時準備しておき、そのうち3日分をすぐ持ち出せるようにしておきましょう。

### 非常持出品の例

#### 食料品関係

- ・飲料水(1人1日3リットルが目安です。水分の多い食品(ゼリーなど)組み合わせることで量を減らすことができます。)
- ・乾パン、クラッカー
- ・レトルト食品、缶詰、調味料(はし、スプーン、缶切り等を忘れずに)
- ・ミルク(粉・液体)、ほ乳瓶
- ・キッチン用ラップ(皿にかぶせて使用すれば洗わなくてすむ)
- ・紙コップ、紙皿

#### 防災用品

- ・携帯ラジオ
- ・ヘルメット、防災ずきん、帽子
- ・軍手
- ・マスク
- ・笛

#### 貴重品

- ・現金(小銭も必要)
- ・預金通帳、健康保険証、免許証等の写し(事前に写しを入れておき、避難時に余裕があれば実物を持ち出す)
- ・印鑑
- ・カード類

#### 照明等

- ・懐中電灯、乾電池
- ・ライター、マッチ

#### 衣類関係

- ・衣類(下着、長袖の衣類)
- ・タオル
- ・雨具

#### 医療関係

- ・常備薬(持病の薬を含む)
- ・三角巾、包帯、ガーゼ、ばんそうこう
- ・消毒薬
- ・ティッシュペーパー、ウェットティッシュ
- ・紙おむつ、生理用品、脱脂綿
- ・お薬手帳
- ・マスク、アルコール消毒液など

#### 阪神・淡路大震災で役に立ったもの

- ・新聞紙(保温性があり、毛布の代わりになる)
- ・ゴム手袋(冷水から手を守る)
- ・ゴミ袋(雨カッパや防寒具になる)

#### その他個人的に必要なもの、あると便利なもの

- ・筆記用具
- ・携帯トイレ
- ・眼鏡の予備
- ・常備薬
- ・使い捨てカイロ
- ・入れ歯
- ・歯磨きセット、マウスウォッシュ
- ・ドライシャンプー
- ・(枕元に)底の厚いスリッパ、懐中電灯(地震によりガラスが散乱することもあるため)

#### 備蓄品の例

#### 命をつなぐために用意しておきたいもの

- ・保存がきく食品(自分が食べやすいもの)
- ・常備薬
- ・飲料水

#### 衛生用品

- ・簡易トイレ

#### 防災用品

- ・給水用のポリ容器、バケツ
- ・ロープ、のこぎり、バール等の工具(人命救助や倒壊家屋の除去に役立つ)

#### 寝具等

- ・毛布、寝袋
- ・屋外で生活ができる物品、テントなど

#### 燃料

- ・カセットコンロ、予備用ガスボンベ
- ・固形燃料(ローソクなど)

#### 備蓄するときの注意

##### -ローリングストック-

日ごろ家庭で消費している日持ちする食品を余分にストックしておき、使った分を買い足すことで、普段の生活の中で負担なく備蓄することができます。

期限が切れてしまう前に、日常の中できちんと消費していくことで、食品ロスを減らすことにも、余計な出費を抑えることにもつながります。



### ◆住宅の耐震化

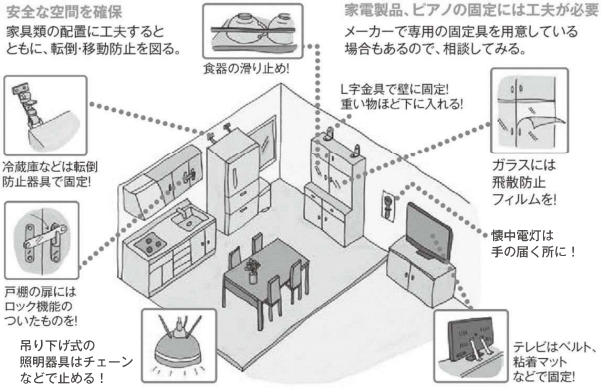
昭和56年5月以前に建てられた建物は、地震に対して倒壊しやすいことがわかっています。

名古屋市市の支援制度を利用して、住宅の耐震化を図りましょう。



詳しくは市ウェブサイト

### ◆家具等の転倒防止対策



ご自身での対策が難しい場合は、家具転倒防止ボランティア(3点まで施工費無料、金具等実費負担)をご利用ください。

お問い合わせは、お住まいの区の消防署または区役所までご連絡ください。

### ◆感震ブレーカーの設置

感震ブレーカーとは、震度5強相当の地震を感知して電気を自動で遮断する器具で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。名古屋市市の助成制度を利用して、電気火災対策を図りましょう。



### ★災害用伝言ダイヤル(171)(電話サービス)・災害用伝言板(web171)

地震などの大規模な災害が発生し、被災地の安否確認等の電話が急激に増加してつながり難い状況になった時に、被災地の自宅電話番号等をキーにして、被災地および被災地以外の家族や親戚、知人等との安否確認に利用できるサービスです。

#### ・災害用伝言ダイヤル(171)(電話サービス)について

- 171をダイヤルし、ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行ってください。
- 加入電話、ISDN※、公衆電話、ひかり電話※、および災害時にNTT東日本およびNTT西日本が避難所などに設置する特設公衆電話からご利用できます。携帯電話からもご利用いただけますが、詳しくはご契約の各通信事業者にお問い合わせください。  
※ダイヤル式電話機をお使いの場合は、ご利用になれません。
- 伝言蓄積等のセンター利用料は無料です。NTT東日本またはNTT西日本の電話から伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他通信事業者の電話から発信する場合の通話料については各通信事業者にお問い合わせください。
- ホームページアドレス<https://www.ntt-west.co.jp/dengon/>

#### ・災害用伝言板(web171)について

- <https://www.web171.jp/>にアクセスし、画面に従ってご利用ください。
- 安否情報の登録、閲覧等に伴うサービス利用料は無料です。なお、インターネット接続費用やプロバイダー利用料および、ダイヤルアップ接続の場合は通信料等が別途必要となります。体験利用であっても通信料は発生します。
- ホームページアドレス  
<https://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/>

#### ・体験利用について

- 災害時以外にも、災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)を体験していただけるように「体験利用日」を設定しております。ぜひ、体験していただきますようお願いします。
- 伝言保存期間は体験利用期間のみです。  
NTT東日本またはNTT西日本の電話からの利用は無料です。

#### 体験利用日

- 毎月1日および15日、正月三が日、防災週間(8月30日9時~9月5日17時)、防災とボランティア週間(1月15日9時~1月21日17時)

### ★被災者の生活支援制度

被災して収入が少なくなってしまうときに受けられる貸付や減免などがあります。

#### 罹災証明書等の交付

災害により被害を受けた対象によって①~③の証明書を交付します。

- ①住家を対象として、被害の程度について証明する「罹災証明書」
- ②非住家を対象として、被害の程度について証明する「被災証明書」
- ③住家又は非住家以外の不動産若しくは動産を対象として、被害が生じた旨の届出があったことについて証明する「被災届出証明書」(問合せ先: 区役所総務課)

#### 災害見舞金

災害により居住する住家が一定の被害を受けた世帯の世帯主に贈呈します。(問合せ先: 区役所総務課)

#### 災害弔慰金

災害により死亡した市民の遺族に対して支給します。(問合せ先: 区役所総務課)

#### 災害障害見舞金

災害により精神又は身体に重度の障害を受けた方に支給します。(問合せ先: 区役所総務課)

参考: 内閣府「災害弔慰金の支給等に関する法律: 災害弔慰金、災害障害見舞金の概要」

#### 災害援護資金の貸付

災害により住居や家財に一定の被害を受けた場合並びに世帯主が概ね1ヵ月以上の負傷を受けた場合に貸付します。(所得制限あり)(問合せ先: 区役所民生子ども課)

参考: 内閣府「災害弔慰金の支給等に関する法律: 災害援護資金の概要」

#### 被災者生活再建支援金

自然災害により居住する住家が一定の被害を受けた場合に支給します。(問合せ先: 区役所総務課)

参考: 内閣府「被災者生活再建支援法」

#### 生活福祉資金(福祉費)の貸付

他の資金の借入が困難な低所得世帯が、災害で住居や家財等に被害を受けたとき、貸付を受けることができる場合があります。貸付上限額の目安は1,500,000円です。(問合せ先: 区の社会福祉協議会)

#### 生活福祉資金(緊急小口資金)の貸付

緊急小口資金は、低所得世帯で、火災等被災に遭ったとき貸付を受けることができる場合があります。貸付限度額は100,000円です。(問合せ先: 区の社会福祉協議会)

#### 市税の減免

納税者の方が災害に遭った場合には減免を受けられる場合があります。減免を受けるには、罹災証明書又は被災証明書が必要です。(問合せ先: 市税事務所)

#### 介護保険料の納付の猶予または減免・利用者負担の減免

災害により住宅などに著しい損害を受けたことや、生計を支えている方が長期入院したことなどにより、介護保険料の納付や利用者負担の支払いにお困りの方は、申請により介護保険料の納付が猶予または保険料及び利用者負担分が減免される場合があります。(問合せ先: 区役所福祉課、支所区民福祉課)

#### 国民健康保険料・一部負担金の減免

災害により、居住する住宅等に重大な被害を受けたとき、国民健康保険料・一部負担金が減免される場合があります。(問合せ先: 区役所保険年金課、支所区民福祉課)

#### 後期高齢者医療保険料・一部負担金の減免

災害により、居住する住宅等に重大な被害を受けたとき、後期高齢者医療保険料・一部負担金が減免される場合があります。(問合せ先: 区役所保険年金課、支所区民福祉課)

#### 国民年金保険料の免除

災害のために保険料を支払うことが難しくなった場合に、申請により保険料の支払いの免除や猶予を受けることができる場合があります。(問合せ先: 区役所保険年金課、支所区民福祉課、年金事務所)



防  
災

